



JAPSW 発第 17-223号
2017年10月10日

厚生労働省 社会・援護局
保護課長 鈴木建一様

公益社団法人日本精神保健福祉士協会
会長 柏木一恵



医療扶助の適正化に関する意見

現在社会保障審議会生活困窮者支援及び生活保護部会において検討が進められている医療扶助の適正化について、社会的入院を解消し精神障害者の社会的復権を推し進める専門職団体の立場から、精神科の長期入院患者の実態把握と退院促進のために必要な施策の検討をお願いいたしたく、下記の通り、提案いたします。

記

1 被保護精神障害者の不必要な長期入院の解消に向けた施策の展開について

医療扶助における最大の課題は精神障害者の長期入院にあると認識しています。精神・行動の障害が被保護入院者の3分の1を占め、その7割近くが1年以上の長期入院となっています。また、医療扶助費全体の8分の1が精神障害者の長期入院に費消されています（医療扶助実態調査から推計）。

2005年度から「自立支援プログラム」として取り組みが始まった精神障害者等退院促進事業については、地域によっては一定の成果を上げていると思いますが、改めて全国的な取り組み実態と実績等を検証してください。そのうえで、次期の障害福祉計画や医療計画とも連動して、被保護長期入院精神障害者について地域移行の目標値を設定して全国的に推進すべきと考えます。

精神障害者の長期入院の解消は、何よりも人権と尊厳の回復という観点から取り組まなければならない課題であり、その課題解決は結果として医療扶助の適正化にも資することとなります。

2 長期入院患者の実態把握について

精神障害者の地域移行を進めていくにあたり、まずは長期入院患者の実態把握がその入り口となります。医療扶助による長期入院患者の実態把握については、地区担当ケースワーカーが主治医等の意見を聞く等したうえで、入院の継続を要しないことが明らか

になった者について、退院に向けた指導等を行うこととなっていますが、ケースワーカーの業務量や専門性等からも実態把握が十分に機能していない現状があると考えます。

医療扶助審議会等での議論なども検証しつつ、福祉事務所に配置された生活保護精神障害者退院推進員との同行調査や病院の精神保健福祉士との連携等を進めていく必要があります。

3 入院外の医療扶助について

精神科の外来医療は、精神障害者の地域生活の維持に欠かせないものであり、主治医等との信頼関係があつてこそ受診が継続できます。医療扶助の適正化という名の下に、間違つても生活保護受給者の意向を確認することなく、近医への転医の強要・指導やデイケア等への通所の制限はあつてはなりません。

4 居住支援システムの再構築について

地域移行にあたり、また地域での生活の維持にあたり、必要な機能や支援システムを備えた居住の場は欠かせません。

無料低額宿泊施設等に関しては、いわゆる「貧困ビジネス」の温床となつており、規制強化は必要であろうと考えます。一方で、居宅を失い、明日から住むところがないという状況において入居できる適切な支援が得られる場所は容易にはありません。利用しやすく、質が担保された居住の場が確保されるよう、住宅施策との連動による居住支援システムの再構築を図る必要があります。

【問い合わせ】

公益社団法人日本精神保健福祉士協会 事務局
〒160-0015 東京都新宿区大京町2-3-3
四谷オーキッドビル7F
TEL. 03-5366-3152 FAX. 03-5366-2993
E-mail : office@japsw.or.jp